

## 初心運転者講習の実施に関する規程

平成12年8月24日  
福井県公安委員会規程第9号

改正

平成17年3月14日公委会規程第6号 平成19年5月28日公委会規程第6号 平成22年12月24日公委会規程第4号  
平成24年3月16日公委会規程第4号 平成26年5月26日公委会規程第5号 平成29年3月3日公委会規程第8号  
令和元年12月5日公委会規程第13号 令和2年12月15日公委会規程第3号 令和4年3月31日公委会規程第6号  
令和5年6月29日公委会規程第14号

初心運転者講習の実施に関する規程を次のように定める。

### 初心運転者講習の実施に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定等（第3条－第7条）
- 第3章 職員（第8条－第13条）
- 第4章 講習の計画等（第14条－第20条）
- 第5章 講習の実施等（第21条－第33条）
- 第6章 監督・命令等（第34条－第36条）
- 第7章 雑則（第37条－第40条）

附則

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4の規定に基づき、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から指定講習機関の指定を受けようとする者及び指定を受けた者（以下「指定講習機関」という。）が法第108条の2第1項第10号の規定に基づく初心運転者講習（以下「講習」という。）を行うことについて、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第2条 指定講習機関の事務処理については、法、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）、福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号。以下「県細則」という。）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）によるほか、この規程に定めるところによる。

## 第2章 指定等

### (指定の申請)

第3条 法第108条の4の規定に基づき指定講習機関の指定を受けようとする者は、規則第2条第1項に定める事項を記載した「指定講習機関指定申請書」（別記様式第1号。以下「指定申請書」という。）を公安委員会に提出して、指定の申請を行わなければならない。

2 前項の申請は、指定申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、正副2通作成して提出しなければならない。

- (1) 指定自動車教習所として公安委員会の指定を受けている者（以下「指定校」という。）にあっては、府令第37条第1項に定める「指定書」の写し
  - (2) 指定校にあっては、その設置者及び管理者の住民票の写し及び履歴書
  - (3) 規則第2条第2項に定める一般社団法人又は一般財団法人（指定校を除く。以下「一般社団法人等」という。）にあっては、定款及び登記事項証明書
  - (4) 資産の総額及び資産の種類を記載した書面並びにこれを証する書面
  - (5) 一般社団法人等にあっては、役員住民票の写し及び履歴書
  - (6) 「運転習熟指導員名簿」（別記様式第2号）
  - (7) 「運転習熟指導員履歴書」（別記様式第3号）及び住民票の写し
  - (8) 「運転習熟指導員選任・解任届書」（別記様式第4号）
  - (9) 「コースの面積並びにコースの種類、形状及び構造状況表」（別記様式第5号）及びその内容を明らかにした図面
  - (10) 「建物その他の設備の状況表」（別記様式第6号）及びその内容を明らかにした図面
  - (11) 「備付車両一覧表」（別記様式第7号）
  - (12) 「初心運転者講習計画表」（別記様式第8号）及び講習種別（準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許）ごとの技能コースの走行順路を明らかにした図面
  - (13) その他参考となる事項を記載した書面
- (指定申請に対する審査)

第4条 公安委員会は、前条の指定申請書が提出されたときは、申請書の内容等が規則第2条及び第8条の規定に基づき、指定講習機関としての人的基準、物的基準及び運営的基準に適合しているか否かを書面及び実地に審査するものとする。

### (指定)

第5条 公安委員会は、指定申請書の内容が指定の基準に適合すると認めるときは、講習種別（準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許及び原付免許）を明記して指定し、「指定書」（別記様式第9号）を交付するものとする。

2 公安委員会は、前項の指定をしたときは、規則第3条の規定に基づき、指定講習機関として指定したことを公示するものとする。

### (指定の追加申請)

第6条 講習種別の一部について公安委員会の指定を受けた講習機関が、その後、

他の講習種別の指定を受けようとするときは、当該講習種別について第3条に規定する指定申請書を提出し、公安委員会の指定を受けなければならない。

2 公安委員会は、前項の指定をしたときは、規則第3条の規定に基づき、指定講習機関に指定したことを公示するものとする。

(指定申請書の記載事項変更)

第7条 指定講習機関は、第3条の各号に掲げる指定申請書の記載事項のうち、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地を変更しようとするときは、あらかじめ「公示事項等の変更の届出書」(別記様式第10号)により、公安委員会に届け出なければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該変更に係る事項を規則第4条第2項の規定に基づき、公示するものとする。

3 指定講習機関は、前項のほか指定申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに「指定事項変更届書」(別記様式第11号)を正副2通作成して公安委員会に届け出なければならない。

4 公安委員会は、前項の指定事項変更届書の内容を審査し、その結果を当該指定講習機関に通知するものとする。

### 第3章 職員

(管理者)

第8条 指定講習機関の代表者は、当該指定講習機関の設置を管理する者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。

2 管理者の要件は、政令第35条第1項の規定を準用する。

3 管理者は、講習業務の運営、管理全般についてその責任を負うものとする。

4 管理者は、講習の適切な運営を図るため部下職員を指導教養し、職員の資質の向上に努めなければならない。

5 管理者は、講習を効果的に行うために、講習施設の改善、講習車両等の維持管理及び講習器材の整備に努めなければならない。

(副管理者)

第9条 管理者は、講習業務に関し監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接補佐する職員(以下「副管理者」という。)を置くことができる。

2 管理者は、副管理者を指定したときは、「副管理者指定届書」(別記様式第12号)及び指定事項変更届書を正副2通作成して公安委員会に届け出なければならない。

3 副管理者は、管理者が出張その他で不在となるときは、その職務を代行し、その責任を負うものとする。

(運転習熟指導員)

第10条 運転習熟指導員(以下「指導員」という。)は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 25歳以上の者であること。

(2) 普通自動車に係る運転習熟指導に従事する場合は、普通自動車を運転するこ

とができる運転免許（仮運転免許を除く。）を、大型自動二輪車に係る運転習熟指導に従事する場合は、大型自動二輪車免許を、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車に係る運転習熟指導に従事する場合は、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を現に受けている者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転習熟指導について不正な行為をしたため、指導員の職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 規則第5条第3号ロ又はハに該当する者

(4) 法第99条の3第1項の規定により選任された、教習指導員として従事した期間が3年以上の者であること。ここでいう教習指導員は、道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第1項に規定する、みなし教習指導員も含む。

(5) 指定講習機関における運転習熟指導員に係る審査等について（平成28年警察庁丁運発第158号）に基づく指導員養成講習を修了し、第11条に規定する指導員審査に合格した者又は公安委員会が指定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転習熟指導員研修）を修了した者であること。

（指導員審査）

第11条 指導員の審査申請は、原則として当該申請者が勤務している指定講習機関の管理者又は指定講習機関の指定を受けようとする者の代表者（以下「代表者」という。）を通じて行うものとする。

2 前項の申請は、「運転習熟指導員審査申請者名簿」（別記様式第13号）に当該申請者に係る「運転習熟指導員審査申請書」（別記様式第14号）、「運転習熟指導員養成講習修了証書」（別記様式第15号）の写し、住民票の写し、性格等に関する運転適性検査の積極的な活用について（通達）（平成31年警察庁丙運発第11号）に基づく運転適性検査指導者資格者証の写し（審査合格証及び認定証を含む。）及び運転習熟指導員履歴書を添付し、公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会が行う指導員審査は、別添1の「運転習熟指導員審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、四輪（準中型免許及び普通免許）又は二輪（大型二輪免許及び普通二輪免許（原付免許を含む。））の別に実施するものとする。

4 公安委員会は、前項の指導員審査に合格した者に対し「運転習熟指導員審査合格証明書」（別記様式第16号）を交付するものとする。

5 四輪（準中型免許及び普通免許）又は二輪（大型二輪免許及び普通二輪免許（原付免許を含む。））のいずれかの講習種別について指導員審査に合格した者が、他の講習種別について指導員審査を受けるときは、別添1の審査基準中「運転習熟指導についての知識」の審査項目を免除するものとする。

6 審査基準の細目の一部に合格した者が次回の審査を受けるときは、前回の審査から6か月以内に限り合格に係る細目を免除するものとする。

(指導員審査の特例)

第12条 第10条第5号に規定する講習を修了した者が指導員審査申請を行うときは、前条第1項及び第2項の規定を準用するほか、当該講習を実施した機関が発行する「修了証書」の写しを添付するものとする。

2 公安委員会は、前項の申請を受理したときは、当該申請者に係る別添1の審査基準の審査項目を免除するものとする。

3 公安委員会は、第1項の申請者について書面及び面接により資格要件を確認し、合格した場合は前条第4項の規定を準用するものとする。

(指導員の選任、解任)

第13条 管理者は、指導員を選任又は解任したときは、「運転習熟指導員選任・解任届書」(別記様式第4号)により公安委員会に届け出なければならない。

#### 第4章 講習の計画等

(講習業務規程)

第14条 指定講習機関は、講習業務開始前に法第108条の6に規定する講習業務規程を定め、公安委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 講習業務規程の認可申請は、「講習業務規程認可申請書」(別記様式第17号)に当該講習業務規程を正副2通添付して行うものとする。

3 講習業務規程を変更しようとするときは、「講習業務規程変更認可申請書」(別記様式第18号)に当該講習業務規程を正副2通添付して申請するものとする。

(講習実施日の指定)

第15条 公安委員会は、3か月ごとに「初心運転者講習予定表」(別記様式第19号。以下「予定表」という。)を作成し、各指定講習機関の講習実施日等を指定するものとする。

2 指定講習機関は、前号により講習を実施するものとする。

(講習の通知等)

第16条 法第108条の3に規定する基準該当初心運転者(以下「受講対象者」という。)に対する講習通知は、「初心運転者講習通知書」(別記様式第20号。以下「講習通知書」という。)により行い、配達証明郵便により受講対象者の住所地に送付するものとする。

2 前項の通知に当たっては、前条第1項の予定表に基づき、日時等を指定講習機関に割り当てるものとする。

3 公安委員会は、各指定講習機関に対し、初心運転者講習受講予定者を、「初心運転者講習受講予定者通知書」(別記様式第21号。以下「講習予定者通知書」という。)により通知するものとする。

4 受講対象者に対する通知書には、講習所要時間、携行品(通知書、運転免許証、筆記用具、二輪車用ヘルメット・手袋、講習手数料、通知手数料等)及び服装等受講上の注意喚起を記載した書面を添付するものとする。

(講習指定日の変更)

第17条 講習通知書を発送した後に、受講対象者から講習指定日の変更申込みがあったときは、次の各号により措置するものとする。

- (1) 公安委員会に対し変更申込みがあったときは、受講対象者が講習通知を受けた日の翌日から起算して1月以内に講習の日時、指定講習機関を変更することができるものとする。ただし、政令第41条の2に規定する「やむを得ない理由」に該当する者である場合は、その事情が生じている期間を1月の期間から除外するものとする。
- (2) 指定講習機関に対し変更申込みがあったときは、管理者は受理せずにその旨を電話等により速やかに公安委員会に連絡すること。
- (3) 公安委員会は、第1号により当初の講習指定日又は指定講習機関を変更したときは、「初心運転者講習受講予定者変更通知書」（別記様式第22号）により指定講習機関に通知するものとする。

（講習中止の通知）

第18条 公安委員会は、講習通知書を発送した後、法第100条の2第1項ただし書きに該当する者であることが判明した場合は、「初心運転者講習中止通知書」（別記様式第23号）により、その者に対し講習を受ける必要がない旨を通知するとともに、すでに講習予定者通知書を発送した指定講習機関に対しては、速やかに講習中止の通知をするものとする。

（講習の移送）

第19条 公安委員会は、講習通知書を発送しようとした際に講習対象者が他の都道府県に住所移動していることが判明した場合は、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指示するとともに、「初心運転者講習移送通知書」（別記様式第24号）により移動先を管轄する公安委員会に通知することとする。ただし、講習通知書が到達した後に、講習対象者が他の都道府県に住所移動した場合で、講習対象者が新住所地都道府県の指定講習機関に受講申請を行おうとするときには、住所変更を行ってから受講申請を行うよう指定講習機関を通じて指導することとする。

住所変更の届出を受けた場合は、速やかに旧住所地を管轄する公安委員会に通知を行うものとする。

（初心運転者講習実施要領）

第20条 講習は、府令第38条第10項各号の規定及び「初心運転者講習標準指導要領」以下「指導要領」という。）に基づき実施するものとする。

第5章 講習の実施等

（講習の受付）

第21条 講習の受付は、次の各号により行うものとする。

- (1) いわゆる身代わり講習等の不正を防止するため、運転免許証及び講習通知書により、受講対象者本人であることを確認し、県細則第34条の7に定める初心運転者講習受講申請書（以下「受講申請書」という。）を提出させること。
- (2) 当日の講習予定者通知書に氏名の記載がない者（指定日以外に受講を希望する者）については、受講できない旨を教示し、その旨を直ちに公安委員会に報

告すること。

- (3) 指定された講習開始時間に遅れて出頭した者については、受講できない旨を教示し、直ちに公安委員会に報告すること。

(講習時間・講習細目等)

第22条 講習は、準中型免許対象者、普通免許対象者、大型二輪免許対象者又は普通二輪免許対象者にあつては7時間、原付免許対象者にあつては4時間とし、別添2「初心運転者講習細目」により実施すること。

(教本)

第23条 講習において使用させる教本は、別紙の内容について正確にまとめられたものとし、本県の初心運転者の交通事故実態資料、視聴覚教材等を効果的に使用させること。

(講習指導監督上の留意点)

第24条 指定講習機関において講習受講の受付の際に、講習受講期間内（講習通知書が到達した日から1か月以内）にある者か否かの確認をする必要があるが、通知書に記載されている日付又は本人の申告から講習受講期間外の疑いがあるものについては、直ちに公安委員会に報告し、公安委員会において受講資格を確認した後、講習を受けさせること。

- 2 いわゆるインターバルについては、所定の講習時間内で必要に応じ適宜取るようにすること。
- 3 いわゆるインターバル以外の遅刻や不必要な講習準備の遅れなど、実際に行わなかった時間を講習時間として計上することのないようにすること。
- 4 原付免許対象者で、運転が未熟なため、講習項目「3 路上における運転演習」を行わせることが不相当と判断して「原付特別訓練」を行った場合は、速やかに公安委員会に報告すること。

(講習手数料の徴収)

第25条 管理者は、法第112条第1項第12号及び福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成12年福井県条例第30号）第3条の規定に基づき、講習を受けようとする者から講習手数料を徴収するものとする。

- 2 管理者は、「初心運転者講習手数料収納簿」（別記様式第25号の2）により、講習手数料の徴収状況を明らかにしておくものとする。

(指導員の指名等)

第26条 管理者は、選任している指導員の中からあらかじめ当日の講習担当者を指名して、講習を行わせるものとする。

- 2 講習は、原則として開始から終了まで同一の指導員により行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、公安委員会の承認を得て、これによらないで講習を行うことができる。

(講習車両等)

第27条 講習用車両は、次の区分ごとに示した車両を使用させるものとする。

なお、身体障害者用車両については、持ち込みを認めることとする。

- (1) 準中型免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の準中型貨物

自動車とし、普通免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の普通乗用自動車とする。ただし、特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、特定後写鏡等を準中型免許対象者にあつてはサイドミラーに取り付け、普通免許対象者にあつては車室内において使用すること。

- (2) 大型二輪免許対象者に対する講習用車両は、AT限定大型二輪免許対象者に対しては、総排気量0.600リットル以上、限定なし大型二輪免許対象者に対しては、総排気量0.700リットル以上の大型二輪車とする。普通二輪免許対象者に対する講習用車両は、小型限定普通二輪免許対象者に対しては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通二輪免許対象者に対しては、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車とする。
- (3) 原付免許対象者に対する講習用車両は、スクータータイプの一般原動機付自転車とする。ただし、必要に応じて可変ギア付一般原動機付自転車を併用してもよいこととする。

- 2 講習に使用する準中型貨物自動車及び普通乗用自動車については、車両に初心運転者標識のほか、指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（補助ブレーキ）を備えること。

なお、身体障害者用車両についても必ず前記の装置を備えたものを持ち込ませること。また、講習用車両には、別添3「講習中」の標識を車両の前方又は後方（二輪車は別添4「講習中」の標識を後方）から見やすいように表示すること。

- 3 大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許対象者に対する講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団講習（運転演習）を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

- 4 大型二輪車に係る講習の指導員については、当分の間、普通自動二輪車に係る指導員として選任され、かつ、法第99条の3第4項第1号ロに係る教習指導員資格者証（大自二）の交付を受けた者が行うことができることとする。

- 5 大型二輪免許の講習と普通二輪免許の講習を合同で行うことができるが、その場合の指導員については、普通二輪車に係る指導員として選任され、かつ、教習指導員資格者証（大自二）を有する者とする。

（講習計画の変更）

第28条 天候その他やむを得ない事由により、講習計画を変更して行うときは、その旨を速やかに公安委員会に報告し、承認を受けなければならない。

（講習効果の測定）

第29条 講習効果の測定は、指導要領の「講習項目5」に掲げる指導目標及び指導案により、公安委員会が作成した問題集を使用して行うものとする。

- 2 前項の効果の測定結果は、「初心運転者講習結果報告書」（別記様式第26号。以下「講習結果報告書」という。）により報告すること。

(講習終了証明書)

第30条 管理者は、講習計画表の全てを終了した受講者に対し、「初心運転者講習終了証明書」(別記様式第27号)を交付するものとする。

2 管理者は、「初心運転者講習終了証明書発行簿」(別記様式第27号の2)により、初心運転者講習終了証明書の取扱状況を明らかにしておくものとする。

(秘密保持義務)

第31条 指定講習機関の役員又は職員及びこれらの職にあつた全ての者は、講習業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(指導員の心構え)

第32条 指導員は、講習を行うに当たり、次の点に留意すること。

- (1) 講習の目的及び指導要領について十分理解し、効果的な指導が行えるよう、その方法、手段を常に研究すること。
- (2) 常に受講者の性格、心理をよく理解し、個性に応じた指導に努めること。
- (3) 常に新しい知識と教養を身につけることに努め、自己研さん及び人間形成を怠らないこと。
- (4) 車両及び講習器材等の取扱いに習熟するとともに、常にその保守点検を行い、その有効な活用を図ること。

(講習の休廃止)

第33条 管理者は、法第108条の10の規定により講習の全部若しくは一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、規則第14条に定める事項を記載した「講習の休廃止の認可申請書」(別記様式第28号)を提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の許可をしたときは、同条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示するものとする。

## 第6章 監督、命令等

(指導員の解任命令)

第34条 公安委員会は、法第108条の5第3項の規定により、不正な行為をした指導員の解任を命じようとするときは、行手法第13条第1項第1号ハの規定により聴聞を行うものとする。聴聞(第36条第2項において同じ。)の手続は、聴聞規則によるものとする。

2 指導員の解任命令は、前項の手続を経た後、「解任命令書」(別記様式第28号の2)を交付して行うものとする。

(監督・適合命令等)

第35条 公安委員会は、法第108条の8第1項及び第2項の規定により、指定講習機関に不適切な事由が生じた場合は、「適合命令書」(別記様式第29号)を發して、これについての改善命令を行い、是正させるものとする。

(指定の取消し)

第36条 公安委員会は、指定講習機関が法第108条の11第1項の規定に該当した場合は、行手法第13条第2項第2号の規定により、意見陳述の手続をとらずして指定講習機関の指定を取り消すとともに、「指定講習機関の指定取消通知書」

(別記様式第30号)により当該指定講習機関に通知するものとする。

- 2 公安委員会は、指定講習機関が法第108条の11第2項の規定に該当し、指定講習機関の指定を取り消そうとするときは、行手法第13条第1項第1号イの規定により聴聞を行うものとする。この場合において、公安委員会は、当該指定講習機関の指定を取り消したときは、「指定講習機関の指定取消通知書」(別記様式第30号の2)により当該指定講習機関に通知するものとする。
- 3 公安委員会は、前2項の規定により、指定講習機関の指定を取り消したときは、規則第15条に基づきその旨を公示するものとする。

#### 第7章 雑則

##### (講習結果の報告)

第37条 管理者は、講習を終了したときは、次の各号により公安委員会に報告しなければならない。

- (1) 当日の講習結果は、「講習結果報告書」に「受講申請書」を添えて、速やかに報告すること。
- (2) 前号の講習結果は、「初心運転者講習実施結果月報」(別記様式第31号)により、翌月7日までに報告すること。
- (3) 指導要領の講習項目1に定める運転適性検査の結果については、「運転適性検査実施結果報告書(90-3)」(別記様式第32号)により、翌月7日までに報告すること。

##### (事業報告書)

第38条 指定講習機関は、規則第13条に基づき毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を公安委員会に提出しなければならない。

##### (協議)

第39条 公安委員会は、指定講習機関に対し講習業務の運営についてこの規程により難い事由が生じたときは、その都度協議し、指示を受けさせるものとする。

##### (簿冊等)

第40条 指定講習機関は、次に掲げる簿冊等を備付け、それぞれ各号に定める期間、会計年度でこれを保存するものとする。

- (1) 講習関係収支決算書・・・・・・・・・・5年
- (2) 講習関係出納簿・・・・・・・・・・5年
- (3) 初心運転者講習手数料収納簿・・・・5年
- (4) 初心運転者講習終了証書発行簿・・・・5年
- (5) 受講申請書の写し・・・・・・・・・・1年
- (6) 運転適性検査の実施結果・・・・・・・・1年
- (7) その他の関係書類・・・・・・・・・・1年

##### 附 則

- 1 この規程は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 福井県指定講習機関事務処理要綱(平成2年福井県公安委員会指令第7号)は、廃止する。

附 則 (平成17年3月14日福井県公安委員会規程第6号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月28日福井県公安委員会規程第6号）

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成22年12月24日福井県公安委員会規程第4号）

この規程は、平成22年1月4日から施行する。

附 則（平成24年3月16日福井県公安委員会規程第4号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月26日福井県公安委員会規程第5号）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月3日福井県公安委員会規程第8号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。ただし、別記様式第28号の2から別記様式第30号の2までの4様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月5日福井県公安委員会規程第13号）

この規程は、令和元年12月5日から施行する。

附 則（令和2年12月15日福井県公安委員会規程第3号）

この規程は、令和2年12月15日から施行する。

附 則（令和4年3月31日福井県公安委員会規程第6号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月29日福井県公安委員会規程第14号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

## 様式省略